

議会運営委員会記録

1. 期日 令和元年 11 月 26 日 (火) 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 55 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題
①令和元年第 4 回二宮町議会定例会の運営について
②傍聴規則について
4. 出席者 根岸委員長、杉崎副委員長、松崎委員、二宮委員、坂本委員、露木委員、
渡辺委員、一石議員、野地議長
事務局 二見事務局長、和田庶務課長、古尾谷主事
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 4 名
一般傍聴者 0 名
5. 経過
議長あいさつ

① 令和元年第 4 回二宮町議会定例会の運営について

委員長 ただいまより議会運営委員会を開催する。最初に議長よりご挨拶願う。

議長 第 4 回定例会を迎えるにあたり、ここで新たな議会となつてから 1 年が過ぎ、2 年目となる。私たち議会としても、この 1 年よりもさらに深い 2 年目を迎えたいと思っている。議員の皆さまにはご協力をいただきたいと思っているので、よろしくお願ひする。

委員長 これより議題に入る。「令和元年第 4 回二宮町議会定例会の運営について」を議題とする。

総務課長 資料に基づき説明(令和元年第 4 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)

委員長 これより質疑に入る。
(質疑なし)
次に事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。

局長 資料に基づき説明「令和元年第 4 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)」

委員長 ただいま局長より説明があつたが、その中で協議を要する事項について、委員の皆さままで協議をしていただきたい。陳情の

常任委員会へ付託と出席要請について協議を願う。1, 2 番目が 1 セット、3, 4 番目が 1 セットでご意見いただくということによろしいか。

(「異議なし」との声あり)

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情と神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情の取扱いはいかがか。

二宮 　私学助成の拡充については皆さまもご存知かと思うが、すでに文部科学省から就学支援金が来年 4 月から出ることとなっている。そのため、改めて出す必要がなく、私は机上配付で良いかと思う。

松崎 　二宮委員と同じ意見である。たしか 1 年前、私が議員になりたての時にも同じような陳情が 2 つ出されていたと思う。今回も 1 枚目に確実に実施するとアンダーラインが引いてある。すでに決まっていることを確実に実施するという意図がよく分からない。私も机上配付でよろしいかと思う。

露木 　毎年出してこられるには理由があると思う。実施するのに出してくる、そして意味がよく分からないという話があるのであれば、趣旨説明にいらっしゃるので、そこで審査をし、必要がなければ意見書を出さなければ良いと思う。審査はするべきだと思う。

一石 　私も審査すべきだと思う。自治体格差や現場の子ども、保護者の状況、教育の状況など聞かなければならない。年々、変わる状況を私達は聞くべきだと思う。

渡辺 　私も毎年変わっている状況を、陳情者の方が見えられるという良い機会なので、ぜひ審査をさせていただければと思う。

杉崎 　二宮委員の意見に賛成で、机上配付が適切かと考える。

委員長 　あとは坂本委員の意見によってとなるが、意見を聞かせていただければと思う。

坂本 　机上配付。

委員長 　何か理由は。

坂本 　理由はいっぱいあるが、私立高校の役員を昔やった時に色々経験をした。本当に私学というものに金が足りないのかと思うようなことをいっぱい見てきた。各学校の監査とか、どういうふうになっているか分からないが、もっとほしいというのが果たして良いのか、ずっと思っている。国も認めて色々やって

きているため、いいのではないかと思います。

一石 　　　　　私学の状況など、色々と変わっていく。坂本議員が町長時代に色々なことを見聞きされたということだが、あれから月日経ち、物事というのは色々な側面から見なければならず、現場の方が来て説明されるのであれば、今どうなっているかよく分からない部分があると思うので、ぜひ質問をして正していただけたらと思う。

委員長 　　　　意見としては机上配付が多かったため、机上配付でよろしいか。

渡辺 　　　　　最終的な決を採っていただきたい。

委員長 　　　　渡辺委員より希望があったため、決を採らせていただく。陳情を付託することに賛成委員の挙手を求める。

（賛成少数）

賛成少数のため、机上配付とする。

次に 3、4 番を一括で皆さまにご意見をいただきたいが、よろしいか。

（「異議なし」との声あり）

では、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情と介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情の取扱いはいかがか。

二宮 　　　　　平成 30 年 9 月 5 日の社会保障審議会介護給付費分科会というところが本年 10 月に介護職員の給料改定を実施すると決められ、その通り介護職員の給料が上がり、色々な改善が進められているということなので、私は机上配付でよいと思う。

一石 　　　　　今、国が配慮しつつあるということだが、私たち議会は現場からの意見をどんどん国に上げるという仕事があると思う。ぜひ現場の方々の意見を二宮町議会としては聞くべきだと思う。

渡辺 　　　　　昨年も同様によく似た陳情があり、色々委員会で審議をさせていただいた。私自身は同じところから今年もみえていただけるので、昨年から審議した内容がどのように変わったかをぜひ知りたい。そういう意味で審査をしてほしい。

松崎 　　　　　これは机上配付か付託かをはっきりさせたいうえで意見を言わなければならないのか。

委員長 　　　　そんなことはなく、意見だけでもよい。

松崎 　　　　　あやふやな立場で申し訳ないが、これもちょうど 1 年前に同

じ団体から来て去年と見比べてみたが、4番目の陳情で、外国人労働者の受け入れについて言った記憶がある。去年は外国人労働者について書かれてなかったが、今年を追記されている。もしかしたら私が言ったことが多少なりとも反映されたのかなと思いつながり読んでいた。外国人介護労働者の受け入れが始まったことについて少し触れているが、やはり今外国人労働者は介護の現場で非常にハードルが高いというのが1年前の状況であった。私の勉強不足があると思うが、ハードルが低くなり、自由に外国人労働者がこういった介護の場に着ける状況になるように現場が努力しているのが見えてこない。なので、机上配付か付託か結論が出せない。

一石

ぜひそれを現場の方にお聞きになってほしい。それから意見交換をして、そのための議会であるため、付託することに賛成いただけたらと思う。

委員長

付託のご意見が強くあげられているが、付託でよろしいか。決を採る。この2件に関して、常任委員会への付託することに賛成委員の挙手を求める。
(挙手多数)
挙手多数により、付託とする。この際の出席者はいかがするか。

渡辺

部長以下でよいと思う。

委員長

では、担当部長以下の出席を求める。
5番の町の持続可能な未来像と財政運営の観点から原案とそれ以外の新庁舎整備についての意見検証を求める陳情についての取扱いはいかがするか。

露木

町の大事なことであるため付託がよろしいかと思う。

松崎

付託がよろしいかと思う。

二宮

色々な意見が分かれており、疑問点があればお答えするという観点から、付託でよろしいかと思う。

委員長

机上配付というご意見はなさそうか。

杉崎

付託するのは良いが、題が町の持続可能というのは分かるが、それ以外の新庁舎整備についての意見検証を求める陳情とあり、陳情項目1、2、3を見ると、それ以外があるのかなと思う。原案とそれ以外の新庁舎整備についての意見検証を求めるだと、それ以外だと彼女が言っていることであり、陳情項目に載っていない、新庁舎整備というのは陳情項目の1番は原案のことであり、2番目は原案のことなのか、特にそれ以外の新庁舎

整備のことに関する陳情項目が無いが良いのか。それだったら原案とそれ以外の新庁舎と陳情項目に加えればもっと分かりやすい。これは意見である。

露木

そういう部分を先にお聞きしておき、最初の説明時には求めておくのは可能なのか。可能であれば委員長から補足説明をしていただくと分かりやすいと思う。

委員長

分かった。あるいは質問でしていただくようにする。
こちらの陳情は総務建設常任委員会に付託でよろしいか。
（「異議なし」との声あり）
それでは付託とする。出席者はいかがするか。
（「町長以下」との声あり）
町長以下ということでよろしく願います。
なお、条例関係の町長提出議案の審査は町長以下から担当班長までの出席とする。
次に休会日とすることの確認についてである。12月10日火曜日、一般質問の前日を休会日とするがよろしいか。
（「異議なし」との声あり）
ご異議なしということなので、12月10日は休会日とする。
執行者の退席を求める。

休憩 14時00分

再開 14時01分

② 傍聴規則について

委員長

次に傍聴規則についてを議題とする。事務局より説明をお願いする。傍聴規則について9月定例会前の議会運営委員会で意見を出していただいている。その時出た議論の焦点は、傍聴に関して現在2点の問題点があり、その2つをどのようにして折り合いをつけていくかということになる。1点目は一般傍聴人の会話や出入りの物音が他の傍聴人に迷惑をかけ、苦情がきているという側面がある。2点目は現在の二宮町議会傍聴規則においては、第6条第4項で乳幼児と児童の傍聴席への入場は原則的には認められていない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではないという文言になっておる。現状では、他の傍聴者に迷惑をかけなければ黙認をしている。長らく問題がなかったが、3月、6月の定例会期間中に傍聴席で飲食をする、頻繁に動き回るといことで傍聴規則の文言を引用し、「議長の許可」という言葉を使って注意したことが発端となった。子供連れの傍聴人についてこのことが萎縮される。規則から外したらどうかという意見が出された。前回の議会運営委員会では子供連れに対する心理的に対する障壁になるため第4項を削除すべきではという一方、騒いだら注意すればよいとされる

が注意するための権限を明確にする方が返ってよいだろうというご意見、他市町村の議場と傍聴席の構造的な問題が自治体ごとと異なっているので、環境の違いも踏まえるべきだという意見が出されている。意見の一人から、町村部での事例を見たいということもあり、今回資料を用意した。構造的な資料には無い。この文言を見ていただき比較し、この規則を変えるべきだと。比較していただき、意見をいただきたいと思う。

庶務課長

前回の議会運営委員会で近隣自治体の状況を知りたいという委員の声があり、委員長から依頼を受けて作成したものである。これはなぎさブロック関連の大磯、葉山、寒川、箱根など傍聴規則を抜粋した A3 の資料を 1 枚用意した。一番左側が二宮町で右の大磯町とほとんど同じ内容である。皆さんがお持ちの議員必携に収録されている標準町村議会傍聴規則を踏襲した部分が多くなっているという特徴がある。葉山、寒川町は若干異なっており、寒川町の傍聴規則には児童・乳幼児の記載が無いということで、そのきっかけがあるかどうかと問い合わせてみた。昭和の設定時からそうになっていたのが最初からそうになっていたそうである。なぜ入れなかったかの経緯は分からないとのことだった。箱根町議会の傍聴規則だが、平成 27 年に全部改正したようである。議場と傍聴席周辺の構造も影響しているようだが、傍聴席入り口に付近にキッズコーナーを設置し、議会以外の来庁者も職員に声かけすれば自由に利用できる。一番右側は、北海道芽室町のものだが規則ではなく、平成 24 年に条例化している。こちらは条例自体があっさりとした内容になっているが、箱根町、芽室町のように町村議会の傍聴規則と標準型と大きく異なるところでは、なぜそうなったかという経緯について共通している部分はいくつかあった。1 つは、傍聴規則を単独で見直すのではなく、議会改革として全体的な取り組みの中で検討したということだった。議会傍聴者だけの配慮ではなく、来庁者全体の配慮という視点もあった。そのよい例が箱根町議会で、傍聴環境の整備を行ったわけだが、傍聴席付近に傍聴席以外の来庁者も利用できる子どもスペースを設けて町民にとっての利便性・汎用性を高めたということである。目室町の議会事務局長と話をし、ご存知の通り自治体の条例・規則は地方自治法に基づいて制定されており、地方自治法の考え方というのは住民参加をいかに進めるかということであり、排除の論理ではないだろうという話になった。前提として議会の機能がまず何かと考えれば、前提条件としてきちんとした議事運営ができることが大事である。審議を妨げる要素というのは排除していかなければいけないということで、そのときの議会の状況を勘案しながら改革は進めていった方が良く、助言があった。もうひとつだが、すんなり改正できた、改革できたという理由についてだが、ここにあげた議会では、二宮町のようなトラブル、傍聴人がうるさくて集中できないという苦情が出たり、飲食していたとか、そういったトラブルの事例が無い

ので比較的楽観的というか、性善説というとな変だが、そういった改正ができたというような話である。説明としては以上で2枚目のA4の資料については各町の傍聴規則に引用されている地方自治法の条文があったのでそれを参考までに付けた。

委員長

具体的には、縦に3つ四角がならんでおり、1番上の四角の中に、例えば二宮町議会だと、第6条の4項で児童及びと書いてある。その並びが大磯町、葉山町と3自治体があり、乳幼児の記載がある。寒川町には無いということで、後2つは先駆的な事例ということで出していただいた。

議長

さきほど委員長の言葉の中で6月、9月において議長の制止があったということが発端になっていることがあった。その件についてだが、私として、児童・乳幼児の傍聴席の出入りは比較的認めたいというか、いらしていただきたいのは自分の個人としては大前提にある。特に入出の時には議事を止めないということだったが、議会中の議員の中から物音、話し声がうるさいというような言葉を私にいただいたことも事実である。したがって、その議員による審議に支障があるということは正さなければということがあったので注意をさせていただいた。注意をさせていただく際に、どう注意をしたらよいのかと、自分の中では規則の中に文言があったためそれを使わせていただき、正当な理由において注意をさせていただいたのは事実である。この文言が無ければ注意ができなかった自分がいたかもしれない。その辺も踏まえて、あと気になっているのは、記者席の位置も出入りが激しい、うるさいということには、これも記者席の位置が悪いのかと感じている。その辺も合わせてご検討いただきたいと思っているが、子どもに対する注意だけでなく、大人の男性の話し声がうるさくて注意したというのも事実なのでそこも含めて議論いただきたいほうがよろしいのかと思う。

二宮

審議に入る前に、ちなみにここを挙げていただいた議会で設備としてお子さんが入れる、劇場の中にあるような、ガラス鉢というのか、ああいう設備があるところがあったら教えていただきたい。

庶務課長

親子スペースについては、箱根は外に置いてあるという意味では傍聴席が中にあるわけではない。大磯は無く、葉山は、よく分からない。こちらでもそれについては特段問合せなかった。芽室は無い。

委員長

子どもだけではなく、議事の進行の妨げにならないための傍聴ルールを考えてほしいという話だが。

議長

少し言葉足らずだったかもしれないが、静かにすると規定

に書いてあるので大人だろうが、子どもだろうがそれについては、注意をしなければいけないが、注意をする、あるいは退席を願う立場としては、文言があったから例えば食べ物とか注意しやすかったというのが事実である。

露木

私が言い出したわけだが、第6条の4を取るということをお願いしたい。4をとったところで、張り紙、ビラ、掲示板、プラカードを持ってきている人は入れないわけで、4を取ったところで7条に飲食のことや談笑、話してはいけないとか、みだりに席を離れないとあるので、たとえば議長が注意するとき第7条にこういうことが載っているんで、注意願うということで、注意の根拠は消えることは全く無いと思っている。議会の構造という話も出たが、確かに実際そうかもしれない。ただ、開いていく議会という中では、まずはどうぞいらっしゃいというところで、制限することなく、どんな方でもいらっしゃい、そして約束を守れないのであれば当然のごとく出て行って下さいということで決まりがあるというところでは4がここになければならない理由はないのではないかと思う。

一石

私は非常に不思議だが、議場で野次は議員から何回も聞いていた。それから傍聴席からも男性のしゃべり声とか何度もあった。なんで小さい子の食べるとか、そういうことに注意をされたのか疑問である。今議員の方でそういうことがあったので議長おっしゃったが、議長はその時にこれは審議にとっても支障が判断されたのか聞きたい。全ては議長の裁量ということで非常に大きいと思うがいかがか。

議長

私の立場として議会運営をスムーズに行うというその場の環境を作るのが責任の一つであり、慎重な審議をする議員が審議できないという苦情が出された場合、それに対応するというのが私の立場である。

一石

特に子どもについての意見が、議員から出されたということか。

議長

子どもだから大人だから云々ということではない。少し雑音が入るということで申し上げた。

一石

傍聴席ガラガラな日がとても多くて、これから子どもに関わるようなことがたくさんできて、子どもがということはもちろんだが、子育て中の方が子どもを離せない方が審議を傍聴するという価値を非常に大きくみるべきだと私は思うので露木議員が言うようにこの4番は必要ない。全ては議長の裁量でこの議会がどうなっていくのか託されているのではないかと思う。

松崎 先ほど規則というのは排除するためではなく、原則何でもやっていた方がいいがスムーズな議事運営に差し支えるものはだめだという立場で規則があるのだということをお話ししたが、そうすると撮影というのはどうなのか。その話をしても良いか。撮影してはいけないとかどこかに書いてあるのか。

委員長 録音・撮影はだめだというふうになっていないか。

松崎 ここに書いてある以外にも、どこかの規則として書いてあるのか。

委員長 マスコミというか、記者が撮影するからご了承願うということをお議長が言っていたか。言っているときもあるのか。

松崎 基本的に排除するためでなく、スムーズな議事運営に撮影しても差し支えないと思うが。

委員長 そういうことも含めて考えておく。まず、1つは乳幼児をどうするか、そこを無くしてほしいという問題点があったことと、私もそうだがそこだけに限らず、傍聴規則全体を見直すきっかけになるのではないかと。

松崎 私が今言ったことものをせていいということか。

委員長 それについて今詳しくはできないが、そうやっていくべきだという意見があれば皆さんの合意のもとになるが。

松崎 私、撮影した写真をブログに載せて、お叱りを受けたことがあった。ただ撮影してもスムーズな議事運営には関係ないと思う。

杉崎 これは、私の考えるところ3つのグループに分かれると思う。1つはこのままでいいよという考え方。もう1つは6の4をとる。もう1つは全体を見直す。銃器、棒、傘、ラッパ、どうなのか、考え方が3つあると思う。委員長が言われたのは6の4だけにとということだと思うが。何で今年の3、6月にそういう問題が出たのか。私が議員になって幼児はずっと議長が許可してきた。特にいるときは、始まる前にご了承くださいということですずっとやってきた。幼児が来ないときもあったが。幼児が入ってきたとき、一切騒がず、何ともなかった。何で今年のときにそうなったのか不思議で仕方がない。この問題と違うか分からないが。そういう状況があったということをお話した。

露木 子どもも生き物なので、いつも静かではないのでたまたま

か分からないが。全体を見直すというのはすごく大事だと思う。ただ、ラップを持ってくる人ってそうそういないはずである。何年も。そういう意味では、もちろん全体を見つつ、今の状況で来てくださっている方がいて、それが4番として制限されてしまっているの、まず全体を見つつだが、先行して規則なので議会にかけるわけではないので今回問題となっているところをやれるところから先行して変えて、全体を見ていくというやり方もあると思う。

二宮 今回私は席が前のほうだったのでよく分からなかったが、問題になったお子さんというのは、大体いくつぐらいの方か。

露木 ベビーカーに乗っていたので、1歳か2歳かという感じだと思う。

二宮 動き回るといって、児童のお子さんの年齢かなと思ったが、ベビーカーの方だったのか。4番を全く無くすという話が出ていたが、これに対して同じ町民の方が傍聴しづらかったという意見も私たちは鑑みなければいけないということをもう一度確認したいなと思って。傍聴できなかったという意見もあるし、そのことももう少し私たちは念頭において議論していかなければならないと思う。

露木 子どもがいるから傍聴ができなかったという意味なのか。子どもがいるから傍聴人が傍聴しづらいという意見を二宮議員は直接いただいたのか。

二宮 いただいではおらず、そういうふうに理解したが違うのか。

庶務課長 さっきベビーカーの話があったが、実はそれ以外に小学生の方がいらっちゃって、あるとき、学校帰りで、夕方になって何人か複数でやってこられて、出たり入ったりというのがあった。その出入りのときに近くにいた方が非常に落ち着かない気持ちになった、集中できなかったということを1人は電話で、1人は直接言ってこられた。

露木 当然そういうことはある。親がもう少し目を配っていくべきことだったのかもしれない。議場の外にたとえば約束事として張り出し、できるだけ静かにしてくださいというのがあっても良いかと思う。ここの4番で制限をしてしまうところに今回問題があるのではないかと思う。児童というと6年生までが児童で、いらした方は、まだ低学年だったりもしたが、じゃあ5、6年生が来て静かに見れる子が来たときに規則があるよりは、どうぞ入ってください、勉強してくださいというこちらの姿勢で、それで立ち歩くのであれば大人と同じように注意をする。全然大人と一緒にというか、大人を注意す

る方法で子どもも注意できるはずである。だから制限だけはしてほしくない。

杉崎

議長に伺う。今課長が言われた何人か児童が出入りして、現実問題として都度注意できるか。

議長

都度注意はできない。

杉崎

そこが問題で、この言葉があっているかどうか分からないが、出入り口にいる人はそういうことがあるとうとうしく感じるかもしれない。子どもは悪気があってそういうことしているのではない。子どもは動くのが当たり前だし、幼児は泣く、騒ぐ。それを監視するのは親、保護者で、その人が注意し、それを露木議員は外に書けばというのが注意書きがあってもたぶん読まない。注意書きがあっても私の意見としては、この文言はここで活かすべきで、だけれども入れないわけではない。議長の許可を得た場合は、入れる。別に制限しているわけではない。そこを子ども、幼児を連れた人を優先するか、後の大人を優先するのか、どちらを大事にとるのか。どちらも大事だといわれればそれまでだが。とにかく子どもは騒ぐものと思っていた方がいい。

一石

やはりこれは議会が何に対して寛容で、何に対して不寛容なのかの良識を示すものだと思う。杉崎議員がおっしゃったように子どもが音を出すのは当たり前である。出入りは自由で、自由っていうこと、寛容であること、未来のための議会であることを考えて寛容・不寛容の良識を示す内容とするためにも4は無くてよいのではないかと思う。全体を考えるとすごく大事だが、他にも私たち喫緊でやらなければならないことがあるので、ルールというのは運用しだいなので良識のある喫緊の解決と良識ある運営というのをやっていくべきだと思う。

議長

意見を言う前に今出入り自由との言葉があったので、訂正させていただきたい。今の規則では「みだりに席を外れないこと」とあるので、自由というのはちょっと違うかなと思っている。私が議長席から皆さんの議員の方々の傍聴に対するイメージや傍聴席の動きは良く見えるので、気にしているのは事実である。私の意見として、私は子ども議会を開きたいと思い一般質問したことがある。小学生はどんどん来るべきだと私的な意見はある。ただ、それにより審議が滞るのではいけないと思う。今なぜそれが問題かという、一番奥に座られたという現状がある。記者席も一番奥にあり、皆さんからすると左後ろということもあり、記者の方の出入りが非常に激しくて集中できないところもある。たとえば出入り口に記者席及びお子様席、指定できるか分からないが、あれば多

少解決できるかなと思っており、特に小学生について、私はどんどん来てもらいたいという気持ちを持っている。そこを外すのは良いのかなと思っている。議長の許可を得た場合というのは、この4番にしかかかっていないと思われる。議長の許可を得た場合は、それより上で、できればこの限りではないというふうにしたい。なぜかという、酒気帯びた人は議長が許可するかは別だが、サンダル、帽子が何とかだめだと、たとえば足を怪我された人がサンダルでしか来れない場合もあるはずなので、状況が分かり、議長の許可が得れば入れるという文言は逆に残していただくというふうに感じている。

一石

議長に許可を得た場合だが、あらかじめ議長によろしいかとお伺いを立てなければならないという言葉だと思うが、これを読むのが誰かということで、どういうふうに受け取るかということだが。

議長

本会議を想定されているかもしれない。今の傍聴規定は、各種委員会において傍聴規定が運用されていると思っている。この部屋のことも考えていただきたいが、今現在は根岸委員長がこの部屋を全て仕切っている。この議事がスムーズに運営するように委員長の許可があればということになる。本会議においては、議長がその時間を運営しているので、その責任者たるものは議長である。誰がという規則を作るよりも決められた規定の中で議長が、もしくは委員長がというところで捉えられた方が私は議事進行がうまくいくように思える。

一石

時代かなという感じがする。上から目線である。住民が主役で住民に託されて、住民のために私たちは仕事をしている。すごくハードル上げるような事は一切しない方がいいと私は思う。時代というか考え方なのか、本当に議会の雰囲気を変える。そういう考えがルールの中に滲み出るという。この4番については無くてもいいと思う。

委員長

議長に伺うが、4項を無くてもよいかとおっしゃった気がするが、杉崎議員は残すべきだとおっしゃっていた。あったほうがよろしいのか。

議長

今の質問に答えるが、結論から言うと4番として残し、文言としては「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない」は削除してもよろしいのかというのが私の意見である。ただし、議長の許可を得た場合は第6条に該当する方も傍聴ができるというようなイメージで申し上げた。もう1つ言わせていただきたい。一石議員から、町民が大切であり、上から目線ということだが、それは違うのではないかと。議員に

対して少し失礼ではないかと思うので申し上げたい。私たちがここにいて委員会をして、議会を開くのは町民のためにやっている。慎重な審議をするために静かなところで皆さんの意見が間違えないようにという環境づくりをするのが議会の大切な役割である。ここにいる議員、みんな町民のために動いているのは間違いない。そこは少し考え直していただきたいと感じたので発言させていただいた。

露木

さっきの杉崎議員の話とは別に、議長のおっしゃっていることは、毎回4番が無くても全然よいのではないかと感じる。杉崎議員がさっきはつきりおっしゃったのは注意がしづらいいとおっしゃった。野地議長は、注意する立場にあるが、たとえば、これがないと注意ができないというのは、注意する責任を決まりに預けているというか、議長は注意をすべきである。それは騒いでいたり、立ち歩いてみだりに皆さんが集中できないなら注意をする。それは注意で責任である。ここにあるから注意ができて、ここに注意がないから注意ができないという話では本来ない。さきほど野地議長がおっしゃっていることは、やはりここはなくてもよいのではとどうしても思ってしまうがいかがか。

議長

ほぼ似ているがニュアンスが違うので挙手した。都度注意ができるかと言うことに対して、子どもだから大人だからではない、先ほどの質問に対しては。都度注意となかなかできない。多少しゃべっていても、何していても都度注意したら常に審議が止まっている状況になる。皆さんの顔を拝見したときに、「ちょっと静かにしてもらいたいんだ」というサインをいただければ注意するようにする。ただ、現規則の中に乳幼児、児童と文言があるのでそれを利用させてもらった。もしなかったら、上の何かに、妨害を疑うに足りることであれば、第6条7なので静かにしてほしい、退出してほしいという表現をされると思われる。結論から言うと、児童、乳幼児さきほどいらないと申した。ただし、許可したい人も出てくるので議長の許可があればサンダル履き、帽子被ってでも入れる、異様な服を着ていても入れるという形にしておきたいなというのが私の考えである。

杉崎

さっき委員長が9月か3月のときに注意された人が萎縮したと言う発言をした。その時点では児童か分からないが乳幼児が入ったのか、それを注意した、萎縮した。入っていることだから、この文言を取っても取らなくても、いる人に注意して、注意された人間が萎縮したのか、この前の自体は。これが無くてもいいわけである。入っているのだから、これはあっても不思議ではない。

露木

逆に何で外さないのか。これは制限をしている。

杉崎

制限ではない。それをもって萎縮した事態がおかしいと感じた。これがあってもなくてもいる人が叱られたら萎縮する。

露木

私は、委員長に話したときに、その状況を伝えるために萎縮したという話はした。ただ、萎縮したからこういう話になっているというふうに一番最初に委員長が説明したことでそういう風にとられたのであれば、そこはもう忘れていただいて結構である。やはり入るときに、私だったらこの文があるだけで萎縮する。子連れで傍聴に行って、もし目の前にこの文章があったら入ってはいけないのか、議長に先に聞かなければいけなかったんだ、もう議会始まっていて、今から議長に話しかけることができないから、もう入れないのかという部分でストップがかかってしまうと思うので、この4番は外して欲しい。さっきの萎縮の話は忘れてしまって結構である。

杉崎

そういう事態に陥った人が、入るときに貼ったのを見たのか。

露木

見ていない。

杉崎

見ていないでしょう。この4番を読んでない。読んで無ければよいのでは。読んでいたらさっきみたいに入ってもいいのかとなるが。

露木

その人のそのときの状況である。これから傍聴する人は、常に張り出されているので目に入る可能性があるわけである。その人の議論をしても仕方なく、この先の話であると思う。

委員長

今までのことを正式なところでもやって欲しいという意見もあったのでやりとりを丁寧に行っている。

坂本

入った赤ちゃん、小さい子ども、迷惑をかけないという、親が自信をもっていればいい。この前は確かに迷惑だった。後ろで足をボンボン叩いていて、俺は後ろの席にいるからよく聞こえる。そういうことを子どもがやり始めたら、親は何か言われなくても速やかに出なければだめである。そういう認識が無いから、こういう議論になる。良識ある大人がどうしても議会を見たい。でも、子どもが小さいから連れて行かなければならない、そこまでは議長は分かっている。あとは迷惑をかけるか、かけないかで本人たちの考え方である。迷惑をかけそうだったら、親であれば分かると思う。外のモニターを見るしかない。でも、うちの子は親が静かにしなさいと言えば、絶対静かにする子なんだと自信をもった親ならど

うぞ入ってください。そういうことは起きない。俺は起きないと思う。よっぽどなにか事故でもあったときは騒ぐかもしれないが、そうでないときは今までお子さんが入っていたことも何回も見た。でも、そういうことはたまたま起きなかった方が多い。それは議長が云々ではなく、親が連れて出ていかなければだめだ。そういうことだと思う。

根岸

一般常識として、おっしゃるとおりだと思う。ルールをどうするのだが、坂本委員はどちらでもよいということか。

坂本

今まで通りでいい。萎縮するとか、そんなこと今の若いお母さんは思わない。見たいと思ったら見に来る。自信があるなら、うちの子は迷惑をかけない、大丈夫だと思って入ってくるんだから。こんなことにめげない時代になっている。

渡辺

私も頭の中で、児童及び乳幼児の4項というのが制限と言えば制限かもしれないと考えるし、これがなくても、その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められることにあたれば議長は出ていけと言われるわけだが、表面として私は今の話を伺うと、児童及び乳幼児が1つは基本的には静粛に自分たちだけでは出来ない、そういうところがあるので、特に著しい制限かなというところも思えない。もし著しい制限であれば、他の市町見てもそういう表現はしないのではないかという気がして、外す方もなかなか踏ん切りがつかない部分もあり、意見として中途半端だが、今そんな感じである。葉山町を見ると、静粛にしていることができない乳幼児又は当該乳幼児を連れている者が、結局傍聴することが出来ないところに該当するになっているのは、ある意味1つの整理の仕方かなと思い拝見していた。ちょっと私自身は無くていいが、積極的に外してどうなるのか、踏ん切りがつかないところである。

委員長

担保するべきだということか。お子さんが騒いだ場合。

渡辺

その通りで、他の大人とは一緒に扱えない気持ちがある。それが親御さんの傍聴を制限しているのかというそこまで強いものなのかそういう気持ちがある。

松崎

今の渡辺委員の説明がすごく良かったと聞いて聞いていた。4番の文章を児童及び乳幼児をお連れの方は議事進行に迷惑のかからないように配慮し、騒ぎ出したりしたときには、直ちに傍聴席から出て行って下さいという書き方をすればよいのではないか。

杉崎

私は非常に気に入っているが、よく読むと「入ることができない規定」である。「出すこと規定」が無い。議長が追い

出すことが出来るということがどこにも書いていない。葉山は傍聴することができない者、二宮は入ることが出来ない、ここがもう違っている。もし、整理するならこのへんから、整理していけばよいのかと思って。先ほど言った「出ていけ規定」がないのはおかしいかなと思うが、これはどうなのか。

庶務課長

一番下の違反に対する措置がある。

杉崎

あった。「傍聴することができない規定」と、「入ることが出来ない規定」の違いである。

委員長

すっきりと無くせばよいという方と無くしただけでも済まないまないのではないかというご意見があり、今日は結論が出せず、整理しきれないということになると思う。そろそろ時間として打ち切らせていただきたいと思います。もう少し審議が必要で、この6条の第4項だけ注目しても入れる、入れない、もう少し言葉を変えてもよいのかという方が出てくるかと思う。続きは勉強会ということもセッティングしたいと思うがいかがか。

露木

委員長の意見は聞くことができないか。

委員長

私は基本的にはこの問題提起がある前は変える必要が無いと思っていた。子どもが入ることは制限されていない実態があった。運用ということもあったので許可を得て入っていたものでもなく、そこは自由に入れた状況があったということで、この問題提起があった後、4項無くしてもいいと思ったが、ただこの部分だけ傍聴に関してやってしまうよりは、多少、他のところも古い文言があるので全体整理してこの機会に見直すべき話ではないかと今は思っている。実際にはさきほどの萎縮が発端でと言う話はあったが実害としては、その部分が少しあったんだろうということがあがるが、子どもを阻害しているわけではないというふうに私は実態として思っている。ルールとして見直必要があるというのは、全体的にもっとすっきり、極端に言えば芽室町ぐらいにシンプルさも良いと思ったのでそういう感覚としてある。皆さんの意見は必要だと思っている。議運をセッティングするとき、時間が空いてしまうが、議会後にこのためだけでも集まりたいと思っているがよろしいか。議論が分かれている以上、今日ここで強行突破するわけにもいかない。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

閉会 14時55分